



お問合せ先：国土交通省 青森河川国道事務所 〒030-0822 青森市中央三丁目20-38
地域づくり相談室 TEL017-734-4529 FAX017-722-2577
平成21年 7月29日(水) 第94号

ご意見は
こちらまで

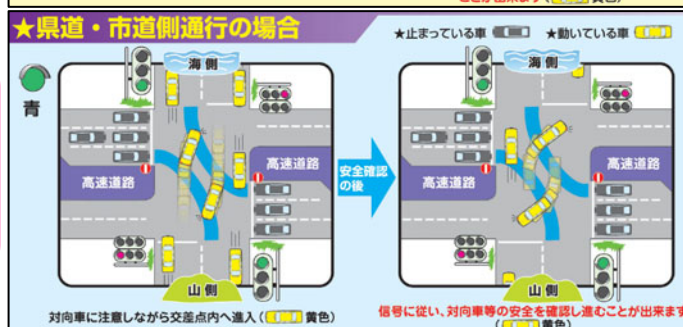
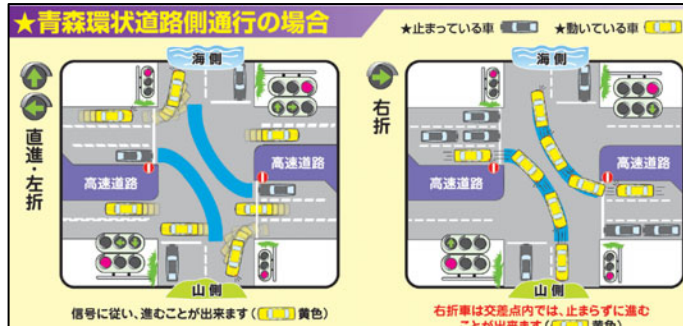
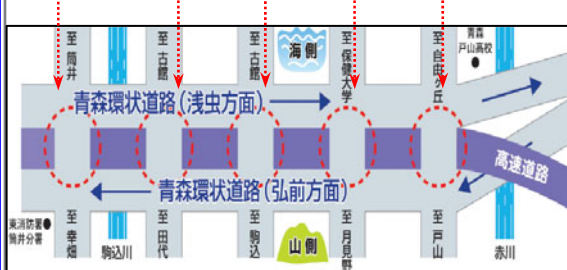
一般国道7号青森環状道路(4車線化)が開通 ～パート2:交差点の通行方法が変わります!～

青森河川国道ニュース先週号(第93号)で紹介しましたが、一般国道7号青森環状道路(青森市大字筒井～同市大字後苑地内、延長約4.4km)が、7月27日に開通(4車線化)しました。今号では、4車線化に伴って交差点の通行方法が今までと変更になるため、その方法を簡単に紹介します。

- 青森環状道路から県道・市道へ右折する時は、右折矢印信号に従って交差点内を止まらずに右折できます。
- 県道・市道から青森環状道路へ右折するときは、通常の信号に従っての右折となります(対向車がある場合は交差点内で止まることとなります)。

既に4車線で開通済の観光通交差点や県立図書館前交差点と同様の通行方法となりますが、通行に際しては、現地の信号機及び標識に注意して走行をお願いします。

各交差点の通行方法は、以下のように変わります!



現地の信号機及び
標識に従って
通行してください!

通行方法に関する動画をインターネットでご覧になれます。詳しくは、[青森河川国道事務所ホームページ](http://www.thr.mlit.go.jp/aomori/)をご覧ください。